

総基事第 128 号  
平成 30 年 8 月 17 日

西日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 小林 充佳 殿

総務省総合通信基盤局長  
谷協 康

光サービスの卸売サービスの「事業者変更」について（要請）

貴社の光サービスの卸売サービスについては、利用者が卸先事業者の変更を行おうとするときに、利用しているひかり電話の電話番号を継続して利用できない、光回線を廃止・新設するための工事をしなければならないといった課題が指摘されていたところ、総務省においては、平成 30 年 5 月に「NTT東西の光サービスの卸売サービスの事業者変更の在り方についてのタスクフォース」を立ち上げ、利用者の利便を向上するため、この課題について検討を行ってきた。

今般、これまでの検討の結果を踏まえ、「NTT東西の光サービスの卸売サービスの事業者変更の在り方についてのタスクフォース報告書」が取りまとめられたところである。

貴社の光サービスの卸売サービスについて、当該報告書を踏まえた「事業者変更」が実現されるよう、貴社において以下の措置を講ずることを要請する。

- 1 卸先事業者、ISP等との調整を進め、早期に「事業者変更」を実現すること。なお、卸先事業者、ISP等との調整に当たっては、丁寧な説明やサポートを行うこと。
- 2 「事業者変更」の実現に際して、卸売サービスの不適正な営業が行われることがないようにするための施策を卸元事業者の立場から検討し、その施策の実施及び徹底を図ること。
- 3 上記1及び2については、以下のとおり総務省に報告すること。
  - (1) 1の卸先事業者、ISP等との調整等「事業者変更」の実現に向けた取組の状況について、平成30年9月末までに報告するとともに、その後「事業者変更」が実現されるまでの間は3か月ごとに、当該取組の進捗状況を報告すること。
  - (2) 2の卸売サービスの不適正な営業が行われることがないようにするための施策の検討状況及び検討結果について報告すること。また、「事業者変更」が実現された後は、当該施策の実施状況及び卸売サービスの営業状況について、事業年度経過後速やかに、その事業年度の状況を報告すること。

以上